

昭和56年5月以前 に建てられた 木造住宅
にお住まいの方へ 大切な お知らせです

耐震補助金

があります

昭和56年5月以前に
建てられた家は、昔の
耐震基準で設計されて
います!

増額しました!!
補助額県内トップクラス!



地震が
発生する
前に…

まずは、耐震診断を受けてみましょう

① 診断 補助限度額 **3万円**

どの部分が地震に弱く、どの程度
地震に耐えられるか調べます。

耐震診断は
実質無料です!

※図面が無い場合は
別途費用がかかります

耐震診断
の
あとは…

補強計画・改修工事等の補助もあります!

② 補強計画 補助限度額 **8万円**

④ 建替工事 補助限度額 **80万円** UP!!
市内業者加算**20万円** NEW!!

③ 改修工事 ※補助限度額 **100万円**
市内業者加算**20万円** NEW!!

さらに…建替え後の住宅が木造であり
10m³以上の県産出材を使用する場合
10万円を加算します! NEW!!

※一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、所得税額の控除及び固定資産税の減額措置の対象となります。

◆ お問い合わせ ◆

栃木市 都市整備部 建築課 (建築指導係)
電話番号 0282-21-2441
(栃木市役所本庁舎3階3C-3番窓口)



栃木市HP



県キッズ
ページ

詳しくはホームページ
をご覧ください。

① 耐震診断の補助

補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none">・昭和56年5月31日以前の基準により建築された住宅・在来軸組工法により建築された住宅・木造2階建て以下の一戸建て住宅・賃貸を目的としない住宅
補助限度額	・3万円（図面が無い場合等、別途費用がかかる場合があります）
その他	・耐震診断は耐震診断士が行うものとする

② 耐震補強計画策定の補助

補助対象住宅	・耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた住宅
補助限度額	・8万円（補強計画策定費用の2/3以内）
その他	・補強計画策定は栃木県住宅耐震推進協議会が行うものとする

③ 耐震改修工事の補助

補助対象住宅	・耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた住宅
補助限度額	<ul style="list-style-type: none">・100万円（耐震改修に要する費用の1/2以内）・市内事業者施工の場合、さらに20万円の加算
その他	・耐震改修とは、倒壊の恐れがあるとされた住宅の最小の上部構造評点を1.0以上にする工事をいう

④ 耐震建替え工事の補助

補助対象住宅	・耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた住宅
補助限度額	<ul style="list-style-type: none">・80万円（建替え前の住宅の耐震改修に要する費用相当分（1平方メートル当たり23,400円）の1/2以内）・市内事業者施工の場合、20万円の加算・建替え後の住宅が木造であり、10㎡以上の県産出材を使用する場合、10万円の加算
その他	<ul style="list-style-type: none">・倒壊の恐れがあるとされた住宅を除却し、同一敷地内に新たに一戸建て住宅を建築すること・耐震診断前に建築確認申請を行わないこと

※ 共通の注意事項

- ・補助対象住宅に増築等の工事がされている場合や専用住宅でない場合等、補助が受けられないこともあるため窓口へ確認してください。
- ・補助対象者は補助対象住宅を所有する個人、又は所有者の2親等以内の親族で耐震改修等に係る契約者です。
- ・補助申請は耐震化事業（耐震診断、耐震改修、除却、建替えの契約を含む）の着手前とします。
- ・既に契約・除却・着工していると補助の対象となりません。
- ・市内事業者とは、市内に本店を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者です。
- ・その他の補助条件については窓口へ確認してください。

